

Ⅲ-9 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

Ⅲ-9 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

法第12条の2第1項 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。			
条文	項	号	目
10 令第6条の5 (特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	3	特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、令第3条第1号イ及びロ並びに第3号イ(1)に限る。)、ニ及びホ並びに令第4条の2第1号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。
20 令第3条 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
		ロ	一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
	3	イ	埋立処分は、次のように行うこと。 (1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
		ハ	埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、埋立地の面積が10,000m ² 以下又は埋立容量が50,000m ³ 以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。
ニ		埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
ホ	埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。		
30 令第4条の2 (特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
40		イ	埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。 (1) 燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第4の1の項の第2欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又はばいじん（国内において生じたものにあつては、同項の第2欄又は第3欄に掲げる施設において生じたものに限る。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） → 水銀又はその化合物を含む燃え殻、ばいじんを処分するために処理したもの (2) 燃え殻又はばいじんであつて、令別表第4の2の項から7の項までの第4欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた燃え殻又はばいじんにあつては、同表の2の項から7の項までの第2欄に掲げる施設において生じた燃え殻又はこれらの項の第2欄若しくは第3欄に掲げる施設において生じたばいじんであつて、それぞれこれらの項の第4欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） → カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含む燃え殻、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの (3) 汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の1の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの及び指定下水汚泥に限る。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） → 水銀又はその化合物を含む汚泥、指定下水汚泥を処分するために処理したもの

令第6条の5	1	3	イ	<p>(4) 汚泥であって令別表第5の2の項から6の項まで、8の項及び23の項の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた汚泥にあっては、同表の2の項から6の項まで、8の項及び23の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であってそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であって同表の2の項から6の項まで、8の項及び23の項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>→ カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、PCB、セレンを含む汚泥、指定下水汚泥を処分するために処理したもの</p> <p>(5) 汚泥（国内において生じたもの）にあっては、令別表第5の7の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの及び指定下水汚泥に限る。）であって、シアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>→ シアン化合物を含む汚泥、指定下水汚泥を処分するために処理したもの</p> <p>(6) 鉱さいであって令別表第5の1の項から3の項まで、5の項、6の項及び23の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該鉱さいを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>→ 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含む鉱さい及びこれらを処分するために処理したもの</p>	10	
				ロ	イ(1)から(6)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。	
				ハ	ロに規定する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、令第3条第3号ロの規定の例によること。	
令第3条		3	ロ	埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。	20	
規則第1条の7の3 (浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備)				令第3条第3号ロの規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。		
	1			一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立処分の場所（以下この条、規則第1条の7の4、規則第7条の9、規則第12条の31から規則第12条の35まで、規則第12条の37及び規則第12条の40において「埋立地」という。）（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この条及び規則第1条の7の4第1号イ及びロにおいて同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、一般廃棄物の投入のための開口部及び次号に規定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。以下同じ。）		
	2			保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）	30	
	3			保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備		
	4			地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備		
規則第1条の7の4 (浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置)				令第3条第3号ロの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。		
	1			規則第1条の7の3各号に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。		
	イ			埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に規則第1条の7の3第1号に掲げる遮水工と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性の地層」という。）がある場合 同号に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）	40	
	ロ			雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において一般廃棄物を埋め立てる場合 規則第1条の7の3第2号に掲げる保有水等集排水設備		
			ハ	保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた規則第1条の7の3第3号に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 同号に掲げる浸出液処理設備		

Ⅲ-9 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

10	規則第1条の7の4	1	ニ	埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行った水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が2年以上にわたり最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 規則第1条の7の3第3号に掲げる浸出液処理設備	
		2		放流水及び周縁の地下水（埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限るものとし、水面埋立処分を行う埋立地にあつては、埋立地からの浸出液による埋立地の周辺の水質の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された当該水域の水又は当該地下水とする。以下同じ。）の水質の維持を、次のとおり行うこと。	
			イ	放流水の水質を最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。	
			ロ	周縁の地下水の水質について最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
		3		その他必要な措置	
20	規則第1条の7の5 (公共の水域及び地下水を汚染する恐れがないものとして環境省令で定める場合)			令第3条第3号ロただし書の規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみ埋立処分を行う場合とする。	
30	令第6条の5	1	3	ニ	令第2条の4第1号に掲げる廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。）及び同条第5号ヌ(1)から(2)までに規定する廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン）の埋立処分を行う場合には、令第6条第1項第3号チの規定の例によること。
			3	チ	廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却すること。
40	令第6条 (産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	3	ホ	廃酸は、埋立処分を行ってはならないこと。
				ヘ	廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。
				ト	感染性産業廃棄物は、埋立処分を行ってはならないこと。
				チ	廃PCB等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにする事。
				リ	PCB汚染物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかの方法により処理すること。 (1) PCBを除去すること。 (2) 焼却設備を用いて焼却し、当該焼却により生ずるものを環境省令で定める基準に適合するものにする事。 (3) PCB汚染物の材質、PCBの封入の状態等により(1)又は(2)による事が困難であると認められる場合には、環境大臣が別に定める方法で処理すること。
				ヌ	PCB処理物の埋立処分を行う場合には、リの規定の例によること。

令第6条の5	1	3	ル	<p>廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。</p>	10
			ヲ	<p>廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、次によること。 (1) 廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行ってはならないこと。 (2) 廃水銀等を処分するために処理したものの（イ(6)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、ハによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。</p>	
			ワ	<p>廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。 (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。 (2) 埋立処分は、最終処分場（令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 (3) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p>	
			カ	<p>汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、令第6条第1項第3号への規定の例によること。</p>	
令第6条	1	3	ハ	<p>汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること。</p>	
			ヨ	<p>有機性の汚泥の水面埋立処分を行う場合には、令第6条第1項第3号トの規定の例によること。</p>	
令第6条	1	3	ト	<p>有機性の汚泥（公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したもの及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。）の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。</p>	20
			タ	<p>ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イからハまで、ソ及びネによるほか、令第6条第1項第3号ル（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。</p>	
令第6条	1	3	ル	<p>ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、ハからホまで及びヨによるほか、令第3条第3号ヲ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。</p>	
令第3条		3	ヲ	<p>ばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。 (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。 (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。 (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること</p>	30
	1	3	レ	<p>腐敗物（次に掲げるものであって、熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。）を含む特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、令第6条第1項第3号ヲの規定の例によること。 (1) 有機性の汚泥 (2) (1)に掲げる汚泥を処分するために処理したもの</p>	
令第6条	1	3	ヲ	<p>腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m（当該産業廃棄物のうち、おおむね40%以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。</p>	40
			ソ	<p>イ(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（総理府令第5号：以下レ〜ツにおいて同じ。）に適合しないものに限るものとし、イ(1)に掲げるものを除く。）又はイ(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、イ(3)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。</p>	
			ツ	<p>イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、イ(5)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。</p>	
			ネ	<p>令第2条の4第5号リ(6)に掲げる廃棄物（令別表第3の10の項に掲げる施設において生じたものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。</p>	

Ⅲ-9 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

令第6条の5		ナ	汚泥であって令別表第5の9の項から22の項まで、24の項及び25の項の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた汚泥にあつては、同表の9の項から22の項まで、24の項及び25の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥であつてそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むもの並びに指定下水汚泥であつて同表の9の項から22の項まで、24の項及び25の項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。
令別表第5 （第6条の 5関係）			9の項から22の項まで、24の項及び25の項の下欄に掲げる物質を含むもの又は当該汚泥を処分するために処理したもの ＝トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含む汚泥、指定下水汚泥又はこれらを処分するために処理したもの
		ラ	ホ、ヘ、カからタまで及びソからナまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。
		4	特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。
		2	法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物（法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの（PCB汚染物を除く。）及び令第2条の4第6号から第8号までに掲げる廃棄物に限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、令第4条の2（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）の規定の例による。

10

20

30

40

IV-10 維持管理積立金制度

IV-10 維持管理積立金制度

1 維持管理積立金

(法第8条の5：法第15条の2の4において準用)

特定産業廃棄物最終処分場（産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であって、環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）について法第8条第1項の許可を受けた者（以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第4項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 趣旨

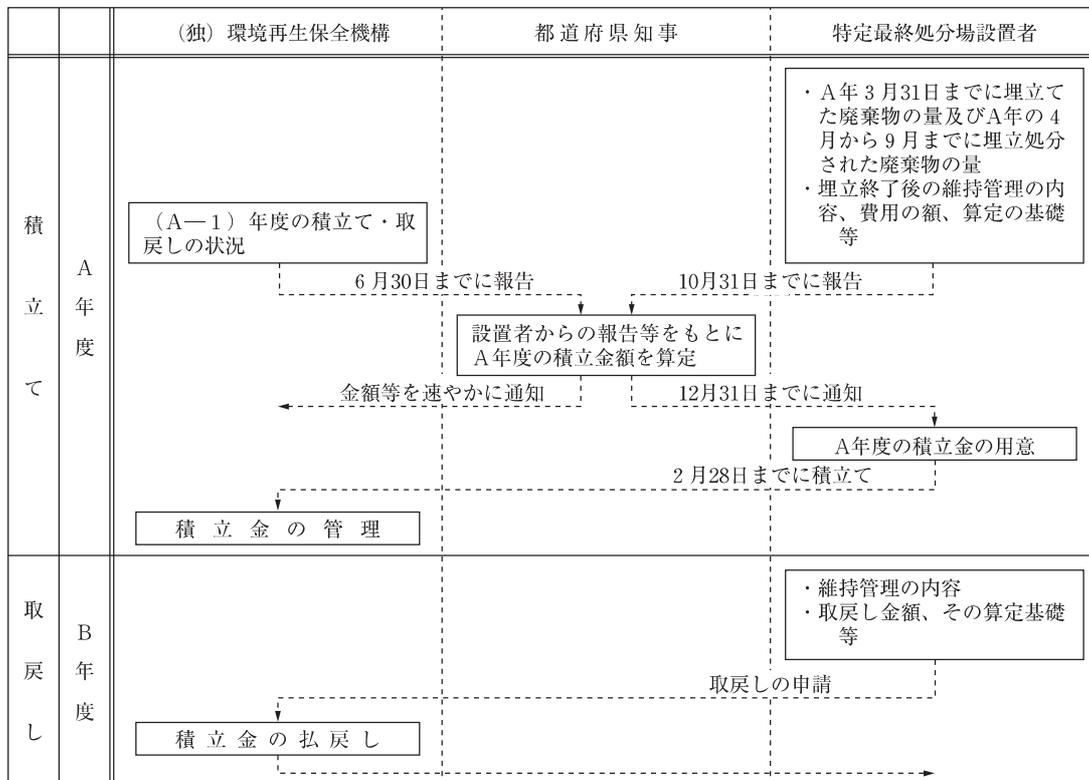
- 管理型最終処分場等は、埋立終了後、埋め立てた廃棄物による環境汚染の危険性が低減するまで長期にわたり、浸出液の処理、放流水・周縁地下水等のモニタリング等の維持管理を継続して行わなければならないという特徴を有している。
- こうしたことから、管理型最終処分場等の長期にわたる維持管理の適正を確保するため、最終処分場の管理者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることが義務付けられた。

3 対象施設

国又は地方公共団体（港務局を含む。）以外の者が設置する一般廃棄物最終処分場、安定型産業廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場

ただし、特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場の対象から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業において設置される一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場であって、当該選定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの（国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間その維持管理を行うものに限る。）は除外されている。

4 積立て・取戻しの流れ

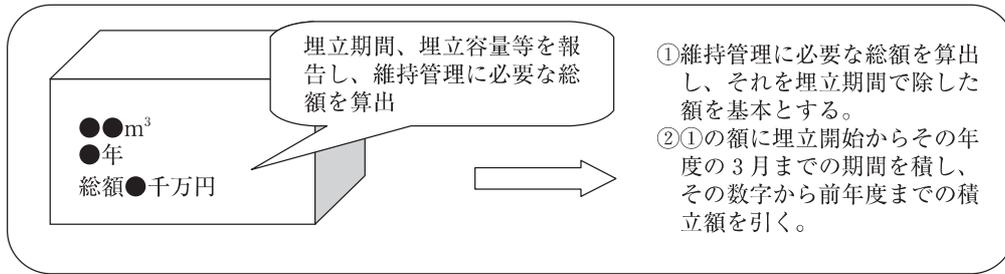


5 維持管理積立金の算定

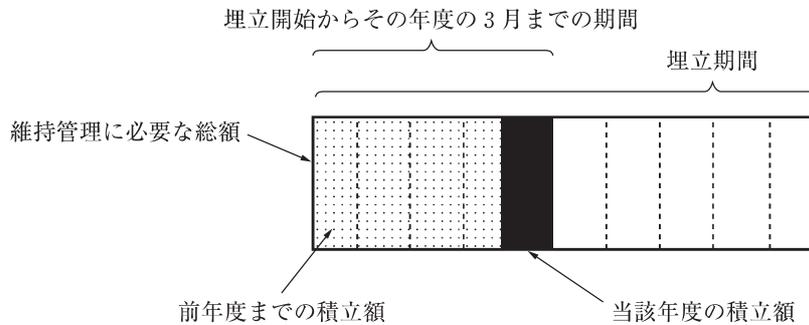
維持管理積立金の額は、毎年度、都道府県知事が特定最終処分場設置者からの報告等をもとに、個別の処分場ごとに下記の算定式(1)又は(2)により算定する。算定に当たっての特例措置が設けられており、平成18年4月以降の埋立期間が短い等の状況にある最終処分場の設置者に対しては(3)が、特定災害防止準備金制度を活用している者に対しては(4)が適用される。

また、収益状況に応じて先行積立が可能である。

(1) 埋立期間に基づいた算定基準【規則第4条の9第1項】

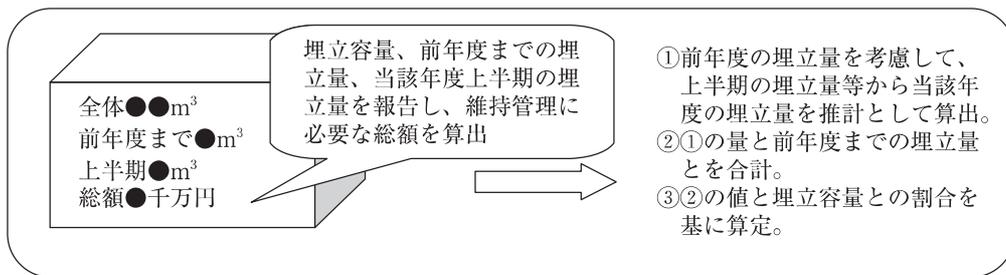


10

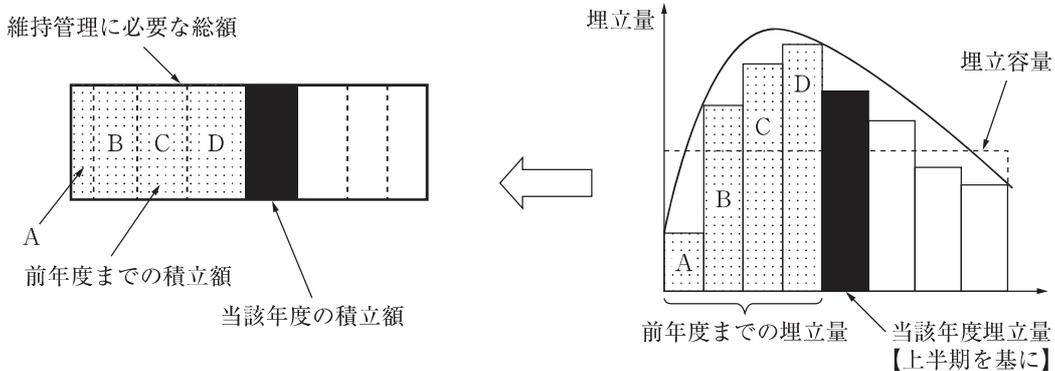


20

(2) 埋立容量に基づいた算定基準【規則第4条の9第2項】



30



40

(3) 平成18年4月1日から新たに対象となる者への特例措置【規則附則第3条】

※以下の①若しくは②と③を比較し、大きい額のもの積み立てるべき額となる。

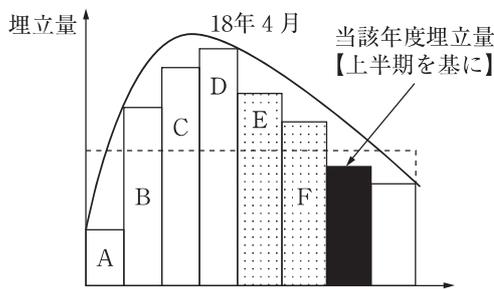
① 期間



※仮にアの時点での積立額を算出する場合、埋立期間と18年4月からAまでの期間とを基に算出することになる。

10

② 埋立量



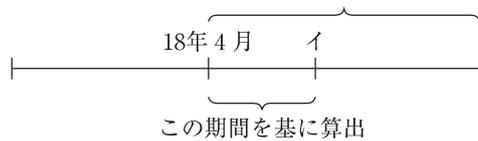
$A+B+C+D$ = 18年3月までの埋立量
 $A+B+C+D+E+F$ = 前年度までの埋立量



※埋立容量と当該年度埋立量、前年度までの埋立量、18年3月までの埋立量を基に算出することとなる。→E、F、当該年度埋立量を基に算出。

20

③ 環境大臣が定める費用【浸出液処理用設備の維持管理費用と水質検査費用の合計】

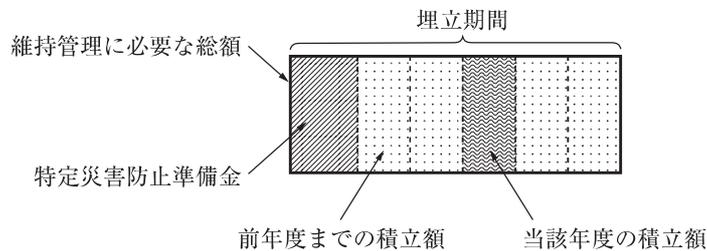


※仮にイの時点での積立額を算出する場合、18年4月から埋立終了までの期間と18年4月からBまでの期間とを基に算出。

30

(4) 特定災害防止準備金を積んでいる者への特例措置【規則附則第4条】

特定災害防止準備金を積んでいる場合は、維持管理に必要な総額を、当該準備金の額をかながみ、算出することとする。算定基準は上記(1)~(3)に同じ。【経過措置】



40

(5) 先行積立【規則第4条の9第3項】

上記1～4にある算定基準に基づいて算定された当該年度の積立額に、企業の収益状況にかんがみ、増額して維持管理積立金として積み立てることが可能。

6 維持管理積立金算定基準の具体的な式

(1)による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度の3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月}} - \text{前年度までの積立額}$$

(2)による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量} \times \alpha}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

10

(3)による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$\textcircled{1} = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度} \frac{\text{埋立開始から平成18年}}{\text{3月までの月数}} - \frac{\text{埋立開始から平成18年}}{\text{3月までの月数}}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$\textcircled{2} = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \frac{\text{当該年度上半期の埋立数量}}{\text{埋立容量}} \times \alpha - \frac{\text{18年3月までの埋立数量}}{\text{埋立容量}}}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

20

(3)による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$\textcircled{3} = \text{環境大臣が定める額} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度} \frac{\text{埋立開始から18年}}{\text{3月までの月数}} - \frac{\text{埋立開始から18年}}{\text{3月までの月数}}}{\text{埋立開始から埋立終了} \frac{\text{埋立開始から18年}}{\text{予定年月までの月数}} - \frac{\text{埋立開始から18年}}{\text{3月までの月数}}} - \text{前年度までの積立額}$$

(4)による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

(4)による維持管理積立金は、特定災害防止準備金として積み立てた額を総維持管理費用（環境大臣が定める額）から差し引いたものとなる。

30

40

巻末資料17 最終処分場の維持管理記録簿参考様式

作成日： 年 月 日

産業廃棄物最終処分場の維持管理記録簿[安定型] (年度)

対象期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

[法第15条の2の3、法第15条の2の4]

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の2七イ、規12条の7の5六イ]

種類	数量(単位)
廃プラスチック類	(/月)
金属くず	(/月)
ゴムくず	(/月)
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	(/月)
がれき類	(/月)

残余容量(年度末時点) [規12条の7の2七ハ、規12条の7の5六ハ]

測定年月日	年 月 日
測定結果	m ³

展開検査の実施状況 [規12条の7の2七ニ、規12条の7の5六ニ]

実施回数	回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の 付着又は混入が認められた年月日	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回) [規12条の7の2七ホ及びハ、規12条の7の5六ホ及びハ]

採取場所	別紙1のとおり ※1
採取年月日	年 月 日
検査結果が得られた日	年 月 日
BOD ※2	mg/リットル 基準値 mg/リットル以下
COD ※2	mg/リットル 基準値 mg/リットル以下
異状の有無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※4	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規12条の7の2七ホ及びハ、規12条の7の5六ホ及びハ]

採取場所	地下水		浸透水	
	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1
採取年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査結果が得られた日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査項目	別紙2のとおり ※3	別紙2のとおり ※3	別紙2のとおり ※3	別紙2のとおり ※3
検査結果	別紙2のとおり ※3	別紙2のとおり ※3	別紙2のとおり ※3	別紙2のとおり ※3
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※4				

施設の点検(定期的) [規12条の7の2七ロ、規12条の7の5六ロ]

点検年月日	擁壁		擁壁等	
	年 月 日	有 ・ 無	えん堤	その他()
異状の有無	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日	年 月 日
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※4	年 月 日	有 ・ 無	年 月 日	年 月 日

※1 処分場の平面図に位置を明示すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 別紙2に記載するか計量証明書を添付すること。 ※4 異状が認められた場合に記載すること。

水質検査結果 [安定型]

水質の区分		地下水		浸透水
採取場所の名称	基準値 (1リットルあたり)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1 アルキル水銀	検出されないこと			
2 総水銀	0.0005mg 以下			
3 カドミウム	0.003mg 以下			
4 鉛	0.01mg 以下			
5 六価クロム	0.05mg 以下			
6 砒素	0.01mg 以下			
7 全シアン	検出されないこと			
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			
9 トリクロロエチレン	0.01mg 以下			
10 テトラクロロエチレン	0.01mg 以下			
11 ジクロロメタン	0.02mg 以下			
12 四塩化炭素	0.002mg 以下			
13 1,2-ジクロロエタン	0.004mg 以下			
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg 以下			
15 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下			
16 1,1,1-トリクロロエタン	1mg 以下			
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg 以下			
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下			
19 チウラム	0.006mg 以下			
20 シマジン	0.003mg 以下			
21 チオベンカルブ	0.02mg 以下			
22 ベンゼン	0.01mg 以下			
23 セレン	0.01mg 以下			
24 1,4-ジオキサン	0.05mg 以下			
25 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg 以下			

注)水質検査項目及び基準値は平成29年4月現在

産業廃棄物最終処分場の維持管理記録簿 [管理型] (年 月 度)

対象期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の2ハイ、規12条の7の5七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(/月)
汚泥	(/月)
廃油(タービン油に限る。)	(/月)
廃プラスチック類	(/月)
紙くず	(/月)
木くず	(/月)
繊維くず	(/月)
動植物性残さ	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
廃石綿等	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

残余容量(年度末時点) [規12条の7の2ハリ、規12条の7の5七リ]

測定年月日	年 月 日
測定結果	m ³

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規12条の7の2ハニ及びホ、規12条の7の5七ニ及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1
採取日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査結果が得られた日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査項目	別紙2のとおり ※2	別紙2のとおり ※2	別紙2のとおり ※2
検査結果	別紙2のとおり ※2	別紙2のとおり ※2	別紙2のとおり ※2
異状の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※5			

水質検査の実施状況と措置(月1回) [規12条の7の2ハニ及びホ、規12条の7の5七ニ及びホ]

採取場所	地下水		放流水
	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1	別紙1のとおり ※1
採取日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査結果が得られた日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
電気伝導率 ※3			許容限度
塩化物イオン ※3			許容限度
水素イオン濃度			許容限度
生物学的酸素要求量			許容限度
化学的酸素要求量			許容限度
浮遊物質			許容限度
窒素含有量 ※4			許容限度
異状の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※5			

施設の点検 [規12条の7の2ハロ、ハト及びチ、規12条の7の5七ロ、ハト及びチ]

点検日	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※5	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※1 処分場の平面図に位置を明示すること。

※2 別紙2に記載するか計量証明書を添付すること。

※3 いずれかを記載すること。

※4 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

※5 異状が認められた場合に記載すること。

水質検査結果 [管理型]

水質の区分		地下水	
採取場所の名称	基準値 (1リットルあたり)	年 月 日	年 月 日
1 アルキル水銀	検出されないこと		
2 総水銀	0.0005mg 以下		
3 カドミウム	0.003mg 以下		
4 鉛	0.01mg 以下		
5 六価クロム	0.05mg 以下		
6 砒素	0.01mg 以下		
7 全シアン	検出されないこと		
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
9 トリクロロエチレン	0.01mg 以下		
10 テトラクロロエチレン	0.01mg 以下		
11 ジクロロメタン	0.02mg 以下		
12 四塩化炭素	0.002mg 以下		
13 1,2-ジクロロエタン	0.004mg 以下		
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg 以下		
15 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下		
16 1,1,1-トリクロロエタン	1mg 以下		
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg 以下		
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下		
19 チウラム	0.006mg 以下		
20 シマジン	0.003mg 以下		
21 チオベンカルブ	0.02mg 以下		
22 ベンゼン	0.01mg 以下		
23 セレン	0.01mg 以下		
24 1,4-ジオキサン	0.05mg 以下		
25 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg 以下		
26 ダイオキシン類	1pg-TEQ 以下		

注)水質検査項目及び基準値は平成29年4月現在

※4 燐含有量は、環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

水質の区分		放流水	
採取場所の名称	許容限度 (1リットルあたり)	年 月 日	年 月 日
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと		
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg 以下		
3 カドミウム及びその化合物	0.03mg 以下		
4 鉛及びその化合物	0.1mg 以下		
5 有機燐化合物	1mg 以下		
6 六価クロム化合物	0.5mg 以下		
7 砒素及びその化合物	0.1mg 以下		
8 シアン化合物	1mg 以下		
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg 以下		
10 トリクロロエチレン	0.1mg 以下		
11 テトラクロロエチレン	0.1mg 以下		
12 ジクロロメタン	0.2mg 以下		
13 四塩化炭素	0.02mg 以下		
14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg 以下		
15 1,1-ジクロロエチレン	1mg 以下		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg 以下		
17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg 以下		
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg 以下		
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg 以下		
20 チウラム	0.06mg 以下		
21 シマジン	0.03mg 以下		
22 チオベンカルブ	0.2mg 以下		
23 ベンゼン	0.1mg 以下		
24 セレン及びその化合物	0.1mg 以下		
25 1,4-ジオキサン	0.5mg 以下		
26 ほう素及びその化合物	50mg 以下		
27 ふっ素及びその化合物	15mg 以下		
28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg 以下		
29 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg 以下		
30 " (動植物油脂類)	30mg 以下		
31 フェノール類含有量	5mg 以下		
32 銅含有量	3mg 以下		
33 亜鉛含有量	2mg 以下		
34 溶解性鉄含有量	10mg 以下		
35 溶解性マンガン含有量	10mg 以下		
36 クロム含有量	2mg 以下		
37 大腸菌群数	1cm ³ につき日間3000個以下		
38 燐含有量 ※4	16(日間8)mg 以下		
39 ダイオキシン類	10pg-TEQ 以下		

水質検査結果 [遮断型]

水質の区分		地下水等		
採取場所の名称	基準値 (1リットルあたり)	年	月	日
採取年月日		年	月	日
1 アルキル水銀	検出されないこと			
2 総水銀	0.0005mg 以下			
3 カドミウム	0.003mg 以下			
4 鉛	0.01mg 以下			
5 六価クロム	0.05mg 以下			
6 砒素	0.01mg 以下			
7 全シアン	検出されないこと			
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			
9 トリクロロエチレン	0.01mg 以下			
10 テトラクロロエチレン	0.01mg 以下			
11 ジクロロメタン	0.02mg 以下			
12 四塩化炭素	0.002mg 以下			
13 1,2-ジクロロエタン	0.004mg 以下			
14 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg 以下			
15 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下			
16 1,1,1-トリクロロエタン	1mg 以下			
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg 以下			
18 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下			
19 チウラム	0.006mg 以下			
20 シマジン	0.003mg 以下			
21 チオベンカルブ	0.02mg 以下			
22 ベンゼン	0.01mg 以下			
23 セレン	0.01mg 以下			
24 1,4-ジオキサン	0.05mg 以下			
25 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg 以下			

注)水質検査項目及び基準値は平成29年4月現在